

## オオタカの指定解除に関する意見募集結果について

- ・平成 28 年 1 月から 3 月 指定解除に係る意見交換会（仙台、大阪、東京の 3 会場）
- ・その後、平成 28 年 4 月 20 日までホームページ上で意見募集
- ・提出総数 178 件  
（1 件あたり複数の意見があるもの、質問のみで意見がないのもの等あり。）

## 【解除に関する意見への考え方】

指定解除の根拠（個体数やその調査方法等に対する疑問や再調査要望など）（9 件）	
	オオタカについては、環境省の平成 17 年の調査結果による個体数等を基に、第 3 次レッドリストで準絶滅危惧種と評価されました。第 4 次レッドリストでも、全国的な生息数の減少が認められないことから、引き続き準絶滅危惧種と評価されました。オオタカは、この 2 回のレッドリストにおいて絶滅危惧種ではないと評価されたため、国内希少野生動植物種の指定の解除を検討していません。
地域差についての意見（特定の地域での減少やその評価の必要性など）（21 件）	
	環境省レッドリストは、全国の生息状況に基づいて評価を実施しています。 平成 26 年に、各自治体や各地の関係団体へのヒアリング、文献やアセス図書などによる情報収集を実施しており、個体数の減少、繁殖率の低下などが認められる地域はあるものの、全国のオオタカの個体数は減っていないと評価しています。 なお、地域により生息状況が悪化している場合には、都道府県がその状況を把握し、対応を検討していく必要があると考えます。
生息環境の変化（生息環境の変化の評価などが必要）（4 件）	
	環境省レッドリストでは、基本的には生息個体数や生息面積など定量的な要件により絶滅のおそれを評価しています。各基準に当てはめた結果、オオタカは絶滅のおそれは低く、絶滅危惧種には当たらないと評価されています。
解除への意見（解除は当然、留意が必要、解除に反対、指定も要検討など）（8 件）	
	オオタカについては、レッドリストによる評価で絶滅危惧種ではない評価が 2 回続いていることから、種の保存法の運用の信頼性を確保するため、種指定を解除することが適切と考えています。 また、現在、国内希少野生動植物種の指定については、目標を掲げて指定を推進しており、鳥類を含む全ての分類群において、新たな指定種の検討を進めているところです。

【解除する際の対応に関する意見への考え方】

	<p>有害鳥獣捕獲（許可基準必要、有害鳥獣の扱い、ガイドライン作成要望など）（5件）</p> <p>鳥獣保護管理法において一般鳥獣の捕獲を行う場合には、都道府県知事が許可権者となり、都道府県毎も生息状況等に応じて許可の判断をすることになりますが、その許可基準の設定の考え方については、国の基本指針（「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」）に記載しています。今回、オオタカについても、同基本指針において許可基準の設定の考え方を示します。オオタカによる被害対策については、被害防除に係るマニュアルを作成し、都道府県に周知したいと考えています。</p>
	<p>その他鳥獣法関係（流通、亜種輸入規制、輸出入規制、違法捕獲の懸念など）（13件）</p> <p>指定解除に合わせて、鳥獣保護管理法による販売禁止鳥獣等への追加や特定輸入鳥獣への追加などにより、販売・輸出入に関する規制の適用を予定しています。また、捕獲個体の飼養及び流通を極力回避するため、捕獲後に個体を飼養する場合の飼養者の限定等について検討します。</p>
	<p>「猛禽類保護の進め方」への意見（法的担保、拘束力低下の不安、見直しなど）（6件）</p>
	<p>「猛禽類保護の進め方」については、ガイドラインとして作成されており、義務化は難しいですが、オオタカについても引き続き活用が図られるよう周知していきたいと考えています。</p>
	<p>モニタリング（箇所数や関東以外の追加、手法の開発、アセス活用など）（33件）</p> <p>モニタリングの実施予定箇所は、有識者の意見を踏まえ、過去に調査を実施しており、指定解除後の生息状況の変化を定量的に把握できる可能性の高い箇所を選定しています。調査手法、モニタリング箇所やそれぞれの規模などについては、引き続き有識者の意見を聞きながら決めていきたいと考えています。アセスの情報についても、可能な範囲で収集・整理したいと考えています。</p>
	<p>再評価・解除に関する意見（基準が不明確、再指定の効果への疑問など）（10件）</p>
	<p>オオタカに限らず、今後個体数の減少が確認された場合は、鳥類の専門家による検討によりレッドリストカテゴリーの再評価を行います。その結果、絶滅のおそれがあると再評価された際には、専門家による種指定に関する検討会において速やかに種指定の必要性について検討します。</p> <p>指定にあたっては、希少野生動植物種保存基本方針に基づいて、「その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種」であり、かつ「その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種」などの状況にある種を、専門家の意見も聴いて指定することとされています。</p> <p>国内希少野生動植物種の指定解除については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の保全戦略」において、個体数の回復により環境省レッドリストカテゴリーから外れ、ランク外と選定された場合に指定を解除する、カテゴリーが準絶滅危惧へとダウンリストし、次のレッドリストの見直しにおいても絶滅危惧類以上に選定されない場合、解除による種への影響も含めた指定解除についての検討を開始することとしています。</p>

## 【その他の意見への考え方】

オオタカ識別マニュアルに対する意見（識別困難など）（2件）
オオタカ識別マニュアルには日本産の亜種オオタカと亜種チョウセンオオタカ、亜種ヨーロッパオオタカについて、写真などを用いて詳細な解説を記載しています。主に、輸出入や販売などオオタカを取り扱う方や警察などから依頼を受けた各地の専門家などに活用していただくことを想定しています。専門知識を持たない方には識別は難しいと思いますが、ある程度専門知識を持つ方に活用していただきたいと考えています。
里地里山に関する意見（保全制度・保全策の必要性、重要里地里山など）（24件）
里地里山の保全については、生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）の選定（平成27年12月18日）SATOYAMA イニシアティブなど各種施策を実施してきているところです。引き続き、里地里山の保全に向けた施策に取り組んでいきます。 「里地里山の保全」は、景観を保全するだけでなく、これまで行われてきた管理など人の営みによって維持されてきたものであり、平成27年12月18日には、そういった活動の促進などを目的として、生物多様性重要な里地里山（重要里地里山）の選定を行いました。重要里地里山の選定基準の1つには「豊かな里地里山生態系のシンボルであるオオタカ・サシバが確認されている」ことが含まれています。
開発に対する影響（開発進行の心配、個々の合意形成が重要など）（17件）
開発抑制という目的のために種の保存法に基づくオオタカの国内希少種の指定を継続することは、種の保存法の運用の信頼性を確保するためにも適切ではないと考えています。
これらの意見のほか、環境アセスメント制度等の強化要望、レッドリストのあり方その他の参考意見が寄せられた。（18件）